

## 横浜市寡婦(夫)控除のみなし適用に伴う減免措置のご案内

平成27年4月から横浜市では、未婚で20歳未満の児童を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の「寡婦(夫)控除」が適用されるものとみなして、利用料の減額などを行う制度「寡婦(夫)控除」のみなし適用を実施します。

放課後3事業においては、市民税所得割非課税及び生活保護の世帯に対し、保護者負担額の減免(2,500円/月)を行っていますが、みなし適用を行った結果、非課税となる世帯についても、減免の対象とすることとします。

- みなし適用の結果、減免対象にならない場合があります。
- みなし適用を受けても、所得税額や市民税額そのものは変更になりません。

### 1 対象となる人

みなし適用の対象となるのは、現況日(所得を計算する対象となる年の12月31日)及び申請時点において、次の①～③のすべてを満たす人です。

- ① 婚姻したことがなく母または父となり、生計を同じくする20歳未満の子がいる人。
- ② ①の子は、総所得金額等38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない人。
- ③ 父は、合計所得金額が500万円以下の人。

※注：婚姻届はなく現に事実上の婚姻と同様の事情にある方、税法上の寡婦(夫)控除を受けている方は対象外です。

### 2 控除額

税法上の寡婦(夫)控除の額に準じます。

区分	寡婦控除	特別寡婦控除	寡夫控除
合計所得金額	—	500万円以下	
住民税の控除額	26万円	30万円	26万円

※みなし適用による控除後の合計所得金額が125万円以下(給与収入2,043,999円以下)の方は、非課税の取扱いとなります。

### 3 申請方法

1) みなし適用・減免対象かどうかの確認をこども青少年局放課後児童育成課に申請してください。  
14日以内に「みなし適用通知書」を郵送します。

2) 1)で交付された「みなし適用通知書」を各クラブへ提出してください。

※注①虚偽の申請をした場合、みなし適用を取り消すほか、利用料の減額分全額の返還をしていただきます。

②みなし適用の実施後は年度更新を行い、事業ごとに対象者要件の確認を行います。なお、所得や世帯の状況に変更があった場合は、変更届を提出していただき、利用料の再計算等を行います。

### 4 申請書類(添付書類)

1) こども青少年局放課後児童育成課へ(窓口受付のみ、別途申請書に必要事項を記載していただきます)

①申請者・児童の戸籍**全部事項証明書**(又は児童扶養手当証書のコピー)

2) 各クラブへ

①みなし適用通知書 ※1)の申請により交付された書類

問合せ先については4月中旬以降変更となる可能性がありますので、横浜市ホームページでご確認いただくか、キッズクラブへお問合せください。

<問い合わせ先>

横浜市こども青少年局放課後児童育成課 TEL: 045-671-4068  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 市庁舎8階(804)

(第1号様式)

年 月 日

## 横浜市寡婦（夫）控除みなし適用申請書

(提出先) 横浜市長

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印) (自署又は記名押印)

子の名前 \_\_\_\_\_

私は、次の事業について寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

事 業 名	放課後キッズクラブ
-------	-----------

私は、所得を計算する対象となる12月31日現在及び申請日現在、次の1～3のいずれかに該当していることを申し立てます。(該当番号を○で囲んでください)

- 1 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚含む)にない母であり、生計を一にする20歳未満の子がいる人
- 2 1であり、かつ20歳未満の子を税法上扶養しており、合計所得金額が500万円以下の人
- 3 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態(事実婚含む)にない父であり、生計を一にする20歳未満の子があり、合計所得金額500万円以下の人

※この場合の子は、総所得金額等が38万円以下であり、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限りです。

私は、横浜市寡婦(夫)控除のみなし適用に関して、横浜市が要件確認を行うために必要な範囲で、児童扶養手当に関する情報を照会すること、並びに申請者及び対象となる子の課税状況、住民票の世帯状況、及び戸籍状況を調査し、取得した情報を必要とする受付窓口を提供することに同意します。

また、申請内容に虚偽があった場合、寡婦(夫)控除のみなし適用の取り消し、当該申請において適用された利用料の減額分又は給付額の追加分等の全額を返還することに同意します。

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ (印) (自署又は記名押印)

### 【添付資料】

- 1 申請者・子の戸籍全部事項証明書

有効期限内の児童扶養手当証書の写しにより、戸籍全部事項証明書に替えることができます。

- 2 このほか必要に応じて、住民票、課税証明書など、みなし適用に必要な書類の提出を求めることがあります。

### 【注意事項】

- ・生活保護受給者、非課税の方は対象外です。
- ・みなし適用を実施しても、結果として利用料の減額等にならない場合があります。
- ・当該申請書は、寡婦(夫)控除のみなし適用に関するものであり、対象事業を利用するには別に事業ごとに申請が必要です。

(第2号様式)

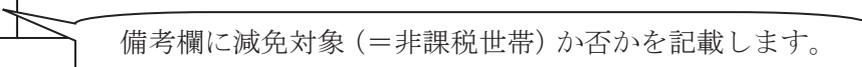
年 月 日

## 横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用通知書

〇〇 〇〇 様

横浜市長

申請のありました横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用申請書の申請内容に対し、次のとおり通知します。

対象事業名	放課後キッズクラブ
申請者氏名	〇〇 〇〇
住 所	横浜市中区港町1-1
内 容	<input type="checkbox"/> 以下のとおり寡婦（夫）控除のみなし適用の該当となります。 <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> 特別寡婦 <input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 以下のとおり、寡婦（夫）控除のみなし適用は非該当となります。 （理由）
適用期間	×× 年×月××日～ ×× 年×月××日
備 考	みなし適用を行った結果、減免の対象となります。  備考欄に減免対象（＝非課税世帯）か否かを記載します。

## 【注意事項】

- ・適用期間を超えて本制度を利用する場合、改めて横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用の申請を行ってください。
- ・適用期間中に、世帯状況や所得状況等に変更があった場合には、遅滞なく第3号様式「横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用に係る変更届」により申し出てください。
- ・虚偽又は不正な手段により申請を行い、寡婦（夫）控除のみなし適用が決定された場合、寡婦（夫）控除のみなし適用の取り消しを行います。また、みなし適用により生じた利用料の減額分等全額を返還しなければなりません。

(第3号様式)

申請者に窓口（放課後児童育成課）で記載していただきます。

年 月 日

横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用に係る変更届

(提出先) 横浜市 長

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 (自署又は記名押印)

子の名前 \_\_\_\_\_

横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用の変更について、次のとおり届け出ます。

対象事業名	放課後キッズクラブ
申請者氏名	
住 所	
届出理由	
理由発生日	年 月 日
備 考	

【注意事項】

- ・必要に応じて各種証明など変更が確認できる書類を添付して下さい。